

## 富里市産業振興推進会議の運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富里市産業振興基本条例（平成28年条例第5号。以下「条例」という。）第9条の規定により設置する富里市産業振興推進会議（以下「推進会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 推進会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 推進会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第4条 推進会議は、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 産業の振興に関する必要な事項

(2) その他必要な事項

(作業部会の設置)

第5条 推進会議に、必要に応じて作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 会長が指名する者

(2) 産業経済団体が推薦する者

(3) 市職員のうち市長が任命する者

3 作業部会に作業部会長を置くものとする。

4 作業部会長は、第2項各号に掲げる者の中から会長が指名する。

(庶務)

第6条 推進会議及び作業部会の庶務は、産業振興を所掌する課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日以降最初に開かれる推進会議は、第3条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。